

## 会 議 録

会議の名称	令和3年度第2回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会		
開催日時	令和3年（2021年）11月15日（月）午後1時00分		
開催場所	第二庁舎4階南会議室	公開の可否	可
事務局	総務部法務・コンプライアンス課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	園田委員、恩地委員、井上委員、宮下委員、重長委員、細谷委員、小林委員、山本委員	
	事務局	藪床総務部長、太田法務・コンプライアンス課長、松浦課長補佐兼情報管理係長、林主事、須賀主事	
	その他	岡本保健予防課長、塩川課長補佐、藤岡副主幹兼事業推進係長、炭本係員伊藤デジタル戦略課長、中山ICT基盤管理係長、浅野主事	
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会の会長及び副会長の選出について</li> <li>2. 予防接種事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について</li> <li>3. 令和2年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）</li> <li>4. 子ども家庭支援情報の共有について（報告）</li> </ol>		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

○事務局 ただ今から令和3年度第2回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会を開催します。本日の会議ですが、第17期の第1回目の会議のため、総務部長の藪床よりご挨拶をさせていただきます。

○総務部長 本日はお忙しい中、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会にご出席を賜りましてどうもありがとうございます。開会にあたりまして一言だけご挨拶をさせていただきます。

個人情報保護制度あるいは情報公開制度、これは市政運営の根幹となる制度です。この2つの制度が適正に運営しておりますのも、本当に皆様のこれまでのお力添えの賜物であると思っております。改めましてお礼を申し上げます。今年、個人情報保護制度につきましては、大変大きな動きがありました。ご案内のとおり、国におきましては、3つの関係する法律が1つにとりまとめられまして新たな個人情報保護法制度ができたところです。我々自治体もこの国の法制度の見直しにあわせまして条例等の制度の見直しをしていく必要がございます。

また、この個人情報保護制度については、改めて皆様方に諮問をさせていただいた上で、ご審議を頂戴する予定にしております。本日は、また別の諮問事項を予定しておりますけれども、引き続き皆様方にはご忌憚のないご意見と慎重なご審議をお願いしまして冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局 今期の任期ですが、令和3年8月24日から令和5年8月23日までの2年間となっております。なお、今期委員会のメンバーは、お手元の委員名簿のとおりでございまして、これまで委員を務めていただいております山下委員の退任に伴い、新たに重長委員。市民委員として、小林委員と山本委員に今期より委員にご就任いただいております。

では、ここで新たな委員の皆様方にひと言ご挨拶をお願いしたいと存じます。それでは、まず重長委員よろしくお願いたします。

(重長委員 挨拶)

○事務局 ありがとうございます。では小林委員よろしくお願いたします。

(小林委員 挨拶)

○事務局 ありがとうございます。では山本委員よろしくお願いたします。

(山本委員 挨拶)

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいまから豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、運営委員会にご出席していただきましてありがとうございます。本日は、加賀委員、高橋委員、谷口委員、東委員、佐藤委員、以上5名の委員が欠席されておりますが、過半数の8名の委員の皆様のご出席をいただいておりますことで、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例施行規則第2条第2項の規定に照らし、会議の開催要件を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、本日の会議は、先ほど申し上げましたとおり第17期の第1回目の会議でございますので、会長が選出されるまでの間、市長に代わりまして総務部長の藪床が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○総務部長 改めましてよろしくお願いいたします。僭越ながら会長選出までの間、私のほうで議事を進行させていただきたいと思っております。まず、事務局からの報告のとおり、定足数を満たしているということですので、会議を始めさせていただきます。まず、事務局から本日の議事について説明をお願いいたします。

○事務局 本日の会議予定について、ご説明申し上げます。お手元に配布しております「会議次第」をご覧ください。本日の案件は、4件でございます。はじめに会長及び副会長の選出について、続きまして諮問案件が1件、報告案件が2件となっております。諮問案件につきましては、健康医療部保健予防課所管の「予防接種事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について」でございます。報告案件につきましては、1つ目が、「令和2年度の本市の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」、2つ目が、「子ども家庭支援情報の共有について」となっております。よろしくお願いいたします。

○総務部長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、会議を進めさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○総務部長 ありがとうございます。それでは次第に従いまして、まずは会長及び副会長の選出を行いたいと思っております。豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例第5条第1項の規定では『委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。』とあります。どなたかご推薦していただけたらと思っておりますがいかがでしょうか。

○宮下委員 引き続き園田委員に会長をしていただけたらと思っておりますがいかがでしょうか。

○総務部長 宮下委員ありがとうございます。ただ今、宮下委員より園田委員のお名前が挙がりましたが、会長は園田委員にお願いしたいと思っておりますが、みなさんいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○総務部長 ありがとうございます。それでは皆様からご賛同いただきましたので、次に副会長の選出でございますが、園田会長どなたかご推薦はございますでしょうか。

○園田会長 前期に引き続いて恩地委員にお願いできればと思います。

○総務部長 園田会長ありがとうございます。ただ今、園田会長から恩地委員のお名前が挙がりました。副会長は、恩地委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○総務部長 皆様ありがとうございます。では、皆様より賛同いただきましたので、会長及び副会長が選出されました。これからの議事につきましては、園田会長に引き継ぎたいと思います。園田会長どうぞよろしくお願ひいたします。

(園田会長・恩地副会長 挨拶)

○事務局 ありがとうございます。すいません、藪床でございますが、公務の予定がございまして、ここで退室をさせていただきます。

(部長退席)

○園田会長 では、諮問の案件です。資料番号1-1から1-3、保健予防課所管の「予防接種事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について」を審議したいと思います。担当課から説明を受けたいと思いますので、事務局、関係の職員に入室してもらってください。

(保健予防課・デジタル戦略課職員 入室)

○園田会長 本日はお忙しい中ありがとうございます。まず、本日出席していただきました職員の方々から簡単に自己紹介をお願いいたします。

(保健予防課・デジタル戦略課職員 自己紹介)

○園田会長 ありがとうございます。それでは諮問案件について説明してください。

○実施機関 お忙しい中お時間いただきましてありがとうございます。予防接種事務に係る特

定個人情報保護評価書、全項目評価書の案についてお諮りさせていただきます。

今回の予防接種事務に係る特定個人情報保護評価書、全項目評価書の案を作成しました経緯でございますが、マイナンバーに係る個人情報を取り扱う対象者が30万人以上を超えた場合、特定個人情報保護評価書が全項目評価書となり、第三者評価をいただくこととなっております。現在、既に予防接種法に定められております定期接種の対象者、65歳以上の高齢者約10万人及び20歳以下の子どもにつきましては、既にマイナンバーに連携し、マイナンバーを通じて接種歴を自治体間で照会しあったり、ご本人さんがマイナンバーカードを使ってご自身で接種歴を確認できるようになっておりますが、その対象者が30万人を超えていない場合、特定個人情報保護評価書については、重点項目評価となっております、これまで自己評価で行ってまいりました。来年6月から新型コロナワクチンの接種歴につきましても、マイナンバーを使って情報連携していくことが国で予定されているため、全市民が対象者となり、30万人を超えることから特定個人情報保護評価書が全項目評価書となるため、今回第三者評価をいただくこととなります。この保護評価書の内容につきましては、個人情報を取り扱うにあたってのリスク管理について評価するもので、情報の入手や登録、情報提供、情報の保管の際等に誤ったシステム操作や情報漏洩等が起こらないようチェック体制や職員研修、またシステムの整備等について取り扱いを記載しております。既に65歳以上の高齢者や子どもの予防接種について、両事務を行っていることから、情報の管理等につきましては、これまで同様慎重に行ってまいります。また、新たに国で導入されました新型コロナワクチンのワクチン接種記録システムについても市で取扱いがあるため、評価書に含めて記載をしていくものでございます。このリスク管理につきまして、十分な内容であるかどうか等、9月13日月曜日から10月12日火曜日まで1か月間、市民への意見募集を実施いたしました。その結果いただきましたご意見は0件でございました。概要は以上でございます。

○園田会長 どうもありがとうございました。これについて、委員の皆さんから何かご質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○園田会長 よろしいですか。事務局からこれについて何かありますか。

○事務局 こちらの特定個人情報保護評価書の第三者点検につきましては、過去、専門部会において審議した案件でもあるため、同様に専門部会での審議が妥当ではないかと考えております。

○園田会長 この評価書については、かつて専門部会で同じようなことを審議したことがあるわけですね。そこで今回もこれについて専門部会を設けて専門部会に一任してよろしいかどうかということですね。

○事務局 はい。

○園田会長 以前も同じようなことを審議しているんですけども、今回も専門部会を設けてそこで細かい検討をするということで専門部会に一任してよろしいですか。

《 異議なし 》

○園田会長 では、専門委員として恩地副会長、井上委員、宮下委員、それと私の四名で専門部会を開きまして、個別に審議したいと思います。では、保健予防課・デジタル戦略課の職員皆さんは、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(保健予防課・デジタル戦略課職員 退室)

○園田会長 それでは、次の案件に移ります。報告案件で「令和2年度の豊中市の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局 それでは、令和2年度豊中市の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について報告いたします。目次をご覧ください。目次中、1. 行政文書開示制度の運用状況、2. 個人情報保護制度の運用状況、3. 審査請求の処理状況について、主にこの3点について説明します。

まず1項目の行政文書開示制度について、令和2年度の行政文書の開示請求の件数は、開示請求と任意開示申出とを合わせて411件の請求があり、処理状況は、全部開示154件、部分開示154件等となっております。

次に、(3) 不開示理由の内訳を説明します。表のうち括弧書きの数字は、任意開示の件数となっております。任意開示の申出も入れた、請求に対する不開示又は部分開示の決定があった175件の不開示理由としましては、個人の氏名や住所のような個人情報に該当するものが128件、法人の代表者の実印、銀行印のような法人の機密情報に該当するものが46件で、この2つが主な不開示理由となっております。なお、豊中市情報公開条例第10条の規定による行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するという、いわゆる存否応答拒否事案につきましては7件ございました。詳細は、後ほどご説明します。

次に2項目の個人情報保護制度の運用状況の報告に移ります。令和2年度は118件の自己情報の開示請求があり、処理状況は、全部開示53件、部分開示55件等となっております。なお、昨年度は、豊中市個人情報保護条例第23条の規定による存否応答拒否事案はございませんでした。

次に、(2) 不開示理由の内訳をご覧ください。不開示や部分開示等、何かしら開示できない部分があった64件の不開示理由としましては、第三者の個人情報に該当するものが39件、市

の事務事業情報に該当するものが19件で、この2つが主な不開示理由となっております。

次に3項目の審査請求の処理状況に移ります。令和2年度の審査請求は、行政文書に関するものが2件、個人情報に関するものが3件ありました。

次の4項目から6項目まで、情報提供の運用状況、会議公開制度の運用状況、運営委員会と審査会、の内容については、本日は説明を割愛させていただきます。

最後に存否応答拒否事案についてご説明いたします。「令和2年度行政文書開示請求 存否応答拒否決定事案 一覧」をご覧ください。1件目と2件目につきましては、福祉指導監査課の案件で、特定の法人に対する監査に関する情報について、でございます。3件目につきましては、長寿安心課の案件で、特定の個人の措置に関する情報について、でございます。4件目から7件目につきましては、教育総務課及び教職員課の案件で、特定の職員の病気休暇等に関する情報について、でございます。これらいずれの情報におきましても、存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなることから、豊中市情報公開条例第10条に基づき、存否応答拒否決定を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが令和2年度の運用状況の報告を終わります。

○園田会長 ありがとうございます。この案件は報告案件ですけれども、委員の皆さんから何か質問・意見等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○園田会長 それでは、次の案件に移ります。報告案件で「子ども家庭支援情報の共有について」です。では担当課から説明を受けたいと思いますので、事務局、関係の職員に入室してもらってください。

(こども相談課職員 入室)

○園田会長 本日はお忙しい中ありがとうございます。まず、本日出席していただきました職員の方々の自己紹介をお願いします。

(こども相談課職員 自己紹介)

○園田会長 それでは、報告案件の説明をお願いします。

○実施機関 本日はお時間いただきありがとうございます。今回の報告案件は、次回の運営委員会で諮問させていただこうと考えている案件です。この案件について、前もって情報提供させていただくことで、案件についてお知りいただくとともに、大きな方向性についてご意見をいただ

ければと考えております。

まず、資料の1番目にあります子ども家庭支援情報一元管理を行う目的について、ご説明します。豊中市では、第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画で、子どもの最善の利益について、切れ目のない、分野横断的・重層的な相談支援をめざしていますが、子どもを取り巻く環境は依然として厳しく、子どもを取り巻く問題も複雑多様化しております。これらに対応しつつ子どもの貧困や虐待の連鎖を断ち切っていくようなこと、いわゆる対症療法というのではなく予防的支援というのを充実させていく必要があるということでございます。そこで、今、分断されて共有できていない子どもの行政情報を、例えば母子保健サービスの情報であったり、子育て給付課が持っている入所・入園、就学前施設でどこに入っているかの情報であったり、児童手当等の手当てや障害福祉サービスの受給情報、こういったものを集めて支援が必要な子どもや家庭に支援が行き届くように、こども相談課、母子保健課、教育委員会事務局の児童生徒課の3課で、行政内容に関する情報連携の強化をしてみたいと考えております。

次に、資料の2番目にあります2. 具体的支援について、ご説明します。大きく2点ございます。まず1点目の(1) 児童虐待防止、問題行動等防止の迅速化・的確化、でございますが、こちらは問題が起こってからケースになります。虐待対応であったり、非行や不登校、こういった問題行動において、現在、こども相談課、母子保健課、児童生徒課で対応していますが、あらかじめ子ども家庭の支援情報を集めることで、さらに子ども家庭状況の見立てを迅速かつ的確に行えるということでございます。次に2点目の(2) 予防的支援の充実化、でございますが、こちらは問題が起こる前のケースになります。現在は虐待や非行にいたっていないけれども、将来的に虐待等の問題に発展しそうなケースであったり、実は貧困であるにもかかわらず、支援が入るべきものが入っていないケース等に対して予防的支援を行っていききたいというふうに考えております。資料の中では、一番下にある子ども家庭の支援層イメージ図、こちらは子ども家庭のリスクの高さですとか支援の必要性を表した図になるんですけども、この図の真ん中の中間層というところになります。こういった中間層を早期に発見しまして、その時点で必要だと想定されるサービス・支援をいれていくことで、予防的支援を行っていききたいというふうに考えております。また、(1) 児童虐待防止、問題行動等防止の迅速化・的確化の部分が、図の一番上の黒いゾーンになりまして、要保護児童等という呼び方をしておりますが、こちらは、虐待されたとか、非行・問題行動を起こしてしまう子どもとその家庭となります。この要保護児童等の部分につきましては、児童福祉法によって保護者の同意がなくても情報共有ができるという法的担保を持った仕組みがございます。ただし、この図の真ん中にある中間層につきましては、こういった法的枠組みがなくて、事案が起こってからでは遅いんですが、事案が起こる前での情報共有ができていないというところになります。今回は、特にこの中間層の部分に支援を充実化していきたいというところでご提案しようと思っております。

最後に、情報共有の手法につきましては、電子システムで共有していくことも検討中でございます。

詳細につきましては、次回ご審議していただこうと考えておりますので、本日は概括的ではご



ざいますが、さしあたって大きな方向性についてのご意見等ありましたら、頂戴したいと考えております。説明につきましては以上です。

○園田会長 ありがとうございます。ただ今子ども家庭支援情報の共有についてのご説明をしていただきましたが、これは何か豊中市で具体的な事件とかあったわけではなく、一般的な話ですよ。

○実施機関 はい、そのとおりです。特に事件があったとかではなく、虐待件数が年々増加している一方でございますし、不登校の問題もより複雑多様化してきている現状がございますので、そういったものに対して対症療法で終わってはいけないうことで、より充実化させようとしていくものです。

○園田会長 これ、いわゆる学校のいじめなんかも入ってくるんですか。

○実施機関 そうですね、いじめの予防というところにも恐らくつながっていくだろうと想定はしております。

○細谷委員 すみません、今の問題で中間層での早期発見という項目があるんですけども、具体的にどういう形で早期発見していくのか、またできているのか。それがちょっとこの内容ではわからないので、教えていただきたいんですが。

○実施機関 今は相談が入ってきて初めてそのご家庭に向き合うというところであったり、学校で問題が起こって初めてそのご家庭の様子を見ていくということが今の状況となっておりますけれども、こういった情報共有ができると、例えば、ひとり親家庭であって児童扶養手当が受けれるんですけども、そういった申請が出ていないだとか、学校の就学援助という仕組みがあるんですけども、そういった申請が出ていないだとか、そういったことを早期にキャッチできますので、何らかの形で保護者様にそういった申請ができるような働きかけをしていくというのが例としてわかりやすいかなと思います。

○細谷委員 わたくしどもの社会福祉協議会もCSWが結構細かく歩いて、具体的なそういう案件をピックアップしてフォローするんですけども、やはりこういう問題というのは潜在してしまうということ、それがちょっと怖いと思うんですよ。ですから、早期発見が要保護児童等までいかせない一番大きなポイントだと思うんですけども、ぜひわれわれ社会福祉協議会も全面的に協力させていただきますので、よろしく願いいたします。

○実施機関 ありがとうございます。

○園田会長 他に何かございますか。よろしいですか。そうしたら質問・意見が出尽くしたようですので、こども相談課の職員の皆さんは退席していただいて結構です。ありがとうございました。

○実施機関 ありがとうございました。

《 こども相談課の職員退席 》

○園田会長 本日の案件は以上ですが、事務局から他に何かありますか。

○事務局 2点報告がございます。1点目ですが、先ほどの保健予防課の案件につきましては、専門部会で審議する形で決まりましたので、引き続き専門部会の委員の先生方にはこのままお待ちいただければと思います。2点目ですが、次回の運営委員会の開催スケジュールにつきましては、概ね2月から3月に会議の開催を想定しておりますので、また委員の皆様方におかれましては、事務局から日程調整させていただければと思います。案件につきましては、先ほどこども相談課から説明のありました目的外利用・外部提供に関するこどもの情報の一元化を含めた相談について、それぞれ3課から提案があるという形のものでございます。また、先ほど総務部長からご説明させていただきました個人情報保護制度の改正に伴いまして、運営委員会の諮問を事務局のほうでは考えているところでございます。具体的なイメージにつきましては、また調整後にご連絡させていただければと思います。以上2点でございます。

○園田会長 ありがとうございました。これをもちまして会議は閉会にしたいと思います。お疲れ様でした。

(午後1時55分閉会)